

令和6年度 第2回 四街道市自転車計画協議会

議事要旨

- 日 時：令和6年8月28日（水） 13時30分～14時00分
- 場 所：四街道市役所 障がい者支援課 2階 会議室
- 出席者：小早川委員（会長）、渡邊委員（副会長）、佐藤委員、
伊藤委員、安井委員、内田委員
- 事務局出席者：（都市部）野口部長、河野副参事
（市街地整備課）松本課長、小林係長、萩原主事、原技師
（(株)セット設計事務所）社員2名
- 傍聴人：0名

1. 開会

四街道警察署交通課長の渋沢委員の欠席により、本日の会議は6名の出席となる。
四街道市自転車計画協議会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席があるため、会議が成立することとする。

2. 会長挨拶

3. 会議録作成の取扱い

本会議の議事録作成に当たり、発言者名を明記する取り扱いとすることについて、一同異議なし。
<会議録に発言者名を明記することとなった。>

4. 会議の公開・非公開の決定

本会議の公開、及び傍聴者の途中入室について、一同異議なし。
<本会議は公開となった。>
(傍聴希望者なしのため、途中入室者があった場合随時報告を事務局にお願いする。)

5. 議題

(1) 自転車活用推進計画（素案）

（事務局）松本

～事務局より前回協議会での質疑応答の概要を説明～

～事務局より資料説明～

（会長）小早川

ただ今の自転車活用推進計画素案に関してご意見、質問等がありますか。

(会長) 小早川

意見、質問等がないため、今回の素案を四街道市自転車活用推進計画案として進めることにします。

(2) 自転車ネットワーク計画 (素案)

(事務局) 松本

～事務局より資料説明～

(会長) 小早川

ただ今の自転車ネットワーク計画素案に関してご意見、質問等がありますか。

(委員) 渡邊

P32の自転車ネットワークの整備形態について、前回協議会でも説明したが、国道51号の拡幅整備は1.5m程度の路肩で進めているが、計画書では自転車道での整備となっている。実際の整備形態との差異はどう考えているのか。

(事務局) 萩原

計画書と実際の整備形態との差異が生じてしまうことは把握している。本計画ではガイドラインを基に整備形態を選定しているが、最終的には各管理者が整備実施の際に道路状況等を再度考慮し形態を決定できるものとしている。計画書と実際の整備形態が変更となった際には、本計画の見直し期間の5～10年で見直しをかける予定である。

(委員) 伊藤

印旛土木でも同じように、優先整備路線として2.7km程度の県道を指定されているが、用地買収や松並木等の課題があるため、時間がかかる。優先的に整備するためには、委員長が言っていたような理想的な整備形態は難しくなることを承知して欲しい。

(会長) 小早川

最初から整備形態の質を下げないためにも、ガイドラインに沿って自転車道等の整備形態を選定しており、実際に整備する際には難しくなることは承知しているが、できるだけ協力して欲しい。四街道市としても、それらを踏まえた計画ということでよいか。

(事務局) 萩原

はい。

(委員) 佐藤

自転車ネットワーク計画の進め方に関して、自治体ごとに温度差を感じるため、隣接市との調整をしっかりと行って欲しい。接続箇所では自転車整備環境が途切れないようにして欲しい。また、自転車で通行する際の安全に対する強化として、交通ルールや安全に関するPR、自転車教室の開催をして欲しい。自転車の通行マナーの悪さによって、バスや車の運転手がヒヤリハットを起こしている。

(事務局) 萩原

四街道市の隣接市は千葉市と佐倉市である。千葉市の自転車ネットワーク計画は、既に策定され整備が進んでいる状況から、本市ネットワーク路線を選定するにあたり、何度か協議を行い市境の接続箇所が途切れないように調整をしている。また、佐倉市の自転車ネットワーク計画は、以前協議を行った際、今年度作成中であることを伺っており、今回本市で決定したネットワーク路線と接続するよう依頼している。今後も必要に応じて接続箇所についての協議を行う。

本活用推進計画にて、交通安全教室の開催等の実施を施策の中で位置づけており、各学校や市民に対して、自転車の安全な乗り方や交通ルールの周知に担当課及び関係機関と協力して対応に努めていく。

(会長) 小早川

今後、佐倉市の計画もネットワークとして繋がることを期待する。

ほかに質問等がありますか。

無いようなので、自転車ネットワーク計画素案についても原案通りに進めることにします。

6. その他

(会長) 小早川

今回の活用推進計画(素案)とネットワーク計画(素案)の内容は、大きな修正は無いということであったが、今後のスケジュールについてはどうなっているか。

(事務局) 松本

今回の協議会での最終素案を基に9月18日から10月17日までパブリックコメントを実施する。パブリックコメント終了後、必要に応じて修正と最終確認を行い、12月の市議会で各計画の策定報告を経て、令和7年1月に各計画の公表を予定している。パブリックコメントで大きく変更があった際には、委員の皆様へ連絡する。

7. 閉会